



教職員による体罰・性暴力等 通報・相談窓口

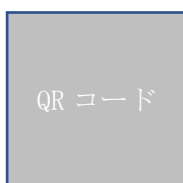
この窓口は、教職員から児童生徒に対する「体罰」「性暴力」について 相談を受け付けます。

友人やクラスメイトが被害を受けた場合も相談できます
「性暴力」については、資料「性暴力ってどんなこと？」を読んでください

相談方法

スマートフォンから QR コードを読み取り、必要事項を入力してください。

QR コードを読み取るのが難しい場合には、面談や電話による相談もできます。



相談入力後の対応

この相談の受付は、校長、副校長、教頭が行います。個人情報の取り扱いには十分気を付けますので、安心して相談してください。

あなたからの話を丁寧に聞き、事実の確認をし、今後の対応について考えます。犯罪行為が認められる場合には、警察等へ通報します。

◆ 注意事項 ◆

- ・対面や電話による相談もできます。ひとりで抱えこまず、校長、副校長、教頭、担任の先生、保健室の先生など、あなたが信頼できる大人に相談してください。
- ・匿名での通報・相談も可能ですが、相談者から話を十分に聞くことができないため、その後の対応が難しい場合があります。匿名を希望する場合は、電話、メールアドレス等何らかの方法で連絡が取れるように入力してください。
- ・根拠のない噂や、悪口のような通報・相談には対応できません。

「性暴力」って、どんなこと？

たとえば、こんなことをいいます

- ◆性交、わいせつ行為
(たとえ両者の同意があったとしても禁止)
- ◆盗撮行為 ◆性的な部位や、身体の一部に触れる行為(※)
- ◆性的羞恥心を害する言動 など

※実技指導や介助の中で身体に触れる必要がある場合等を除きます

CHECK!

先生が児童生徒と接するときのルール

埼玉県教育委員会では、教職員が児童生徒と接するときのルールを決めています。

このルールを守れていない教職員がいたらすぐに相談してください。

- ◆ 生徒と **絶対に交際しない**
生徒が18歳以上であっても、両者の同意があっても、絶対に交際してはいけません。
- ◆ メールや **SNS** を使った私的な連絡は絶対にしない
連絡する必要があるときには、学校の電話等を利用します。SNS上で提供されるゲームなどでつながることも不適切な行為です。
- ◆ 校外で私的に会わない、先生の運転する車に乗せない



学校へ相談しにくい場合は、以下のような支援窓口や通報窓口があります

▶ 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」

せいぼりやくむがひ
アイリスホットラインは性暴力被害にあわれたあなたをサポートします

性暴力・性犯罪被害に遭われた方からの相談の約3割が、10代の方々です

性暴力等犯罪被害専用相談電話
アイリスホットライン

彩の国 やさしい
☎ **0120-31-8341**

24時間365日いつでも相談受付

相談無料
WEB相談受付

秘密厳守
匿名相談可

あなたが前を向けるように



ホームページ
(詳しくはこちら)



▶ 埼玉県教育委員会 県立学校人事課(管理指導担当)

埼玉県教育委員会が設置する、体罰、性暴力の通報窓口です。

TEL 048(830)6726 月曜～金曜[年末年始のぞく] 9時～17時(12時～13時のぞく)